

**滋賀県における
パーキングパーミット制度の導入に関する
提言書**

平成 25 年 1 月

滋賀県パーキングパーミット制度検討委員会

1 制度導入の目的

滋賀県ではこれまで、だれもが自らの意思で自由に行動でき、安全で快適に生きがいを持って暮らすことができる福祉のまちづくりを進めるという考え方に基づき、「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」を制定し、その取り組みが進められてきました。その取り組みとして、「だれもが住みたくなる福祉のまちづくり推進会議」の構成団体とともに実施する車いす駐車場^{*1}のマナーアップキャンペーンや、車いす使用者以外の歩行困難者のための「思いやり駐車区画」の設置等が行われてきました。

また、これらに加え、店舗等においても車いす駐車場の適切な利用に向けた様々な取り組みが行われてきました。

しかしながら、このような取り組みにも関わらず、未だに車いす駐車場等への不適切な駐車は後を絶ちません。

全国でも同様の状況にあり、この課題に対処するため、車いす駐車場を利用できる対象者を明確にし、不適切な駐車を抑制する取り組みとして、パーキングパーミット制度^{*2}を導入する府県が増えています。平成24年10月現在で28の府県が当制度を導入しており、制度導入府県間での相互利用も平成24年4月に開始されるなど、更なる広がりを見せています。

滋賀県においても、移動に配慮が必要な方の外出支援と社会参加を促進し、ユニバーサルデザインの考え方の更なる普及・啓発を図るとともに、車いす駐車場の適切な利用を推進し、だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくりを進めるため、パーキングパーミット制度を導入することが望ましいと思われまます。

一方で、パーキングパーミット制度を導入した府県では、車いす駐車場を利用できる対象者が多くなり、これまで車いす駐車場を利用してきた車いす使用者が駐車しづらくなるといった課題もあると聞いています。

滋賀県におけるパーキングパーミット制度の導入にあたっては、これまでの取り組みと、全国での課題を踏まえ、車いす使用者の利便性の維持・向上を図るとともに、車いす使用者以外の移動に配慮が必要な方にも使いやすい制度とすることが必要です。

本制度を義務付けや罰則を伴うものにするのではなく、官と民が一体となって取り組む、だれもが暮らしやすいまちづくりに向けた県民運動となることを期待して、以下に目指すべき制度のあり方について提言するものです。

- ※1 「車いす駐車場」…高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第17条およびだれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例施行規則別表第2の6の規定により設置された車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設。一定規模以上の施設に設置が義務付けられており、3.5メートル以上の幅を有すること、建物の出入口にできるだけ近い位置に設置すること等が定められている。
- ※2 「パーキングパーミット制度」…車いす駐車場等の区画を利用できる対象者の範囲を設定し、条件に該当する希望者に地域の協力施設で共通に利用できる利用証を交付する制度。この利用証により駐車車両を識別し、不適正な駐車を抑止することを目的としている。平成18年に佐賀県が全国に先駆けて開始して以来、全国の自治体に同様の取り組みが広がっている。

2. 対象者の範囲

滋賀県では、これまで3.5メートル以上の駐車区画幅がある「車いす駐車場」は車いす使用者を優先する区画とし、これに加え広い幅は必要ないものの移動に配慮が必要な方を対象とする「思いやり駐車区画」の設置が進められてきました。滋賀県のパーキングパーミット制度においてもこの考え方を踏まえ、対象者を次の二つの区分に分けることが必要です。

(1) 車いす使用者

公的な証明書類の基準により、常時の車いす使用が必要と想定される、身体障害者手帳における下肢または体幹機能障害の1級および2級、ならびに介護保険制度における要介護度3、4および5の方を車いす使用者とすることが適当と考えられます。また、これらの公的な証明書類を有しないが車いすを常時使用する方も想定されるため、医師の診断書等により確認できた場合も、車いす使用者とすることが必要です。

なお、駐車にあたっては、自動車を自ら運転する方に限らず、同乗している場合も同様に扱うことが適当と考えられます。

(2) 車いす使用者以外の移動に配慮が必要な方

上記に該当しないが、障害者、難病患者、高齢者、妊産婦およびけが人など、歩行が困難で移動に配慮が必要な方を対象とすることが必要です。具体的な対象者は、近隣府県との整合性に配慮し、以下の要件が適当と考えられます。

① 身体障害者

ア 視覚障害	4級以上
イ 平衡機能障害	5級以上
ウ 肢体不自由（上肢）	2級以上
エ 肢体不自由（下肢）	6級以上
オ 肢体不自由（体幹）	5級以上
カ 脳原性運動機能障害（上肢）	2級以上
キ 脳原性運動機能障害（移動）	6級以上
ク 心臓機能障害	4級以上
ケ じん臓機能障害	4級以上
コ 呼吸機能障害	4級以上
サ ぼうこうまたは直腸機能障害	4級以上
シ 小腸機能障害	4級以上
ス 免疫機能障害	4級以上
セ 肝機能障害	4級以上

② 知的障害者 障害程度A（A2）以上

③ 精神障害者 1級

④ 難病患者 特定疾患医療受給者

⑤ 高齢者 要介護度1以上

⑥ 妊産婦 妊娠7箇月～産後3箇月

⑦ けが人 けが等により一時的に歩行困難な方

これも(1)と同様に、同乗している場合も対象に含めることが適当です。

3. 審査方法

利用証発行にかかる審査については、制度の信頼性確保および個人情報保護の点から、県庁で一元化して行うことが適当です。また、申請者の負担を軽減するため、郵送での申請を受け付けることが必要です。

基準に該当するかの確認方法は、申請者の利便性および利用証発行の迅速性を考え、公的証明（手帳等）または医師の診断書等で判断することが適当です。

4. 駐車区画

対象者の考え方に合わせて、駐車区画についても車いす使用者用と車いす使用者以外の移動に配慮が必要な方用の2種の整備を進めることが必要です。

車いす使用者用の区画は、従前からの「車いす駐車場」とすることが適当です。

車いす使用者以外の移動に配慮が必要な方用の区画は、これまで設置を進めてきた思いやり駐車区画のほか、通常区画のうち位置および構造が歩行困難者の利用に適した区画に設置することが適当です。

これらの区画数は、対象者の見込み数等を考慮し、従前からの車いす駐車場は全て「車いす使用者用区画」に、「車いす使用者以外の移動に配慮が必要な方用の区画」は車いす駐車場（「車いす使用者用区画」）と同数を目標として整備に取り組むことが必要です。

制度の全県的な広がりを進めるため、まずは県が県立施設等において率先して設置に取り組む必要があります。また、民間事業者が制度に協力しやすくなるよう、福祉のまちづくり条例の施設整備マニュアルに推奨事例として明記するなど、施設整備時からの設置を促す取り組みも必要です。

その他、ポスター、チラシ等の啓発物品、駐車区画の設置マニュアル等を県で作成し、配布を行うことで、県民および駐車場管理者の理解を進め、両区画の設置を進めていくことが必要です。

5. 利用証

駐車区画と同様に、利用証についても対象者の考え方に合わせて、車いす使用者用と車いす使用者以外の移動に配慮が必要な方用の2種を設けることが適当です。この利用証には一定の期限を設け、更新制とすることが適当です。

また、妊産婦およびけが人等については上記によらず、対象となる期間中にのみ有効な利用証を発行することが適当です。

制度の対象区画を利用するときは、車両の外部から利用証が確認できるように掲示することとし、対象者が乗車しているときのみ利用できることとすることが必要です。

6. 周知・啓発

実効性のある制度とするためには、県民等へ広く浸透を図るため、県民や事業者などに対し、あらゆる方法で周知啓発に努めることが必要です。

県の広報媒体、報道機関への資料提供等を活用した周知を行うほか、だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり推進会議、障害者団体等への説明会を開催し、丁寧な制度の周知に努めることが必要です。

市町の担当課や様々な施設に対しては、ポスターの掲示ならびにチラシおよび申請書の設置による周知への協力を依頼することが必要です。

また、制度対象者に限らず県民に対しても広く周知するため、商業施設の店頭等における啓発キャンペーンなどに努めることが必要です。

制度に協力いただいた施設を県のホームページ上で公開することは、県民への周知だけではなく、企業のイメージアップも期待できることから、更なる取組の推進に効果があると考えられます。

7. 制度の運用

車いすマークや高齢者マークは、誰もが手軽に入手できるため、駐車場において本来に配慮すべき人が誰なのか、分かりづらくなっています。このような状況を改善す

るため、本制度による駐車場の適正な管理が期待されています。

そのため県が一元的に利用証の交付・管理を行い、制度の信頼性の確保に努めることが必要です。

また、不適切な利用に対しては、駐車場管理者の協力のもと適切な指導が行われるよう、駐車場管理者の過度な負担とならないように配慮した制度運用マニュアル等を整備し、県下で共通した取り組みが行える体制を整えることが必要です。

制度運用後においても、制度の利用者や駐車場管理者の意見を踏まえ、必要に応じて制度の見直しを行うことが必要です。

8. おわりに

本委員会は3回にわたり、滋賀県におけるパーキングパーミット制度のあり方について議論を重ねてきました。

他の府県でのパーキングパーミット制度の導入事例と滋賀県のこれまでの取り組みを参考としながら、「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」の理念に基づき、滋賀県ならではの制度となるよう、委員として提言を行いました。

既に制度導入を行った府県においては、車いす駐車場の適正利用に一定の効果を上げているものの、新たな課題が生じる等、まだまだ成長過程にある制度と言えるかも知れません。

滋賀県においては、制度を利用する方、駐車場管理者ならびに県民の「三方よし」の制度を構築されることを期待します。

滋賀県パーキングパーミット制度検討委員会委員（五十音順）

門 阪 章		滋賀県建築設計家協会理事
田 中 博 一		びわこ学院大学教育福祉学部子ども学科教授
西 木 弘		守山市健康福祉部健康福祉政策課課長
三 星 昭 宏	委員長	近畿大学理工学部社会環境工学科名誉教授 関西福祉科学大学客員教授
村 田 美穂子		滋賀県介護福祉士会会長
森 本 孝 司		株式会社平和堂教育人事部人権啓発課課長